

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察泉佐野1単身寮電気設備改修工事

本工事は、泉佐野1単身寮に設置している受変電設備及び非常用発電設備が経年劣化により不具合が発生しており、当該設備が正常に動作及び連動ができないため、改修工事を行うものです。

当該設備を速やかに改修しなければ、保護継電器や遮断機が正常に動作しないため、当該設備の全損、電気事故の危険性があり、万が一、波及事故を発生させた場合、地域停電を発生させてしまい警察施設、病院等の近隣にも停電となることから、社会的にも大きな影響を及ぼし、府民の利便性、安全性を損なう恐れがあります。また、受変電設備が停電を検知したとき、本来であれば非常用発電設備が運転し、施設へ電源供給を行います。正常に停電を検知せず、当該設備が運転しないため、停電時は電源供給が断たれます。

そのため、直ちに当該設備を復旧する工事を行うことが必要ですが、本工事を行うためには当該設備を詳細に調査、点検し、当該設備の状況について全体を把握していることが必要不可欠であり、工事中に問題等が発生した場合には速やかな復旧操作が求められることから、当該設備を熟知した上で臨機応変に対応できる事業者でなければ、適切な工事はできません。

以上の理由により、当該設備を詳細に調査、点検作業を実施したオグラ電機産業株式会社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号により、比較見積を省略するものです。